

2013年12月25日制定  
日本ヘルスサポート学会

#### 第1条（対象とする論文）

専門分野を問わず、広くヘルスサポートに貢献しうる著作で、かつ以下のすべてを満たす日本語の論文を、本学会年報の掲載対象とする。

- （1）その内容が既に他誌に発表されていないもの。
- （2）その内容が既に他誌に発表されたものの複製ではないもの。
- （3）その内容が他誌には投稿されていないもの。

#### 第2条（論文作成のために行う実験）

1．論文作成のための、人を対象とする実験は、ヘルシンキ宣言における推奨内容に従って行われるものとする。

2．論文作成のための、動物を対象とする実験は、当該実験が行われる機関における動物実験のガイドラインに従って行われるものとする。

#### 第3条（論文種別）

論文種別は以下の通りとする。

##### （1）特別論文

編集委員会が特別に執筆を依頼した筆者により著された、ヘルスサポートに係る時局的問題等を取り上げた論文

##### （2）展望

特定分野に関する種々の研究報告に対するレビュー、評価もしくは注解。

##### （3）原著

新たに得られた知見、独自の研究成果・研究手法・研究資料、研究成果や類似の論文に対する解説が盛り込まれた論文。

##### （4）事例報告

ヘルスサポートに係る事例に関する報告。

##### （5）資料

ヘルスサポートシステムに関する制度・政策に関してその動向を解析した論文および関係資料。

##### （6）書評

ヘルスサポートに係る書籍・刊行物に関する評論。

第4条（投稿資格） 本誌には、学会会員であるか否かを問わず、誰でも投稿が可能である。

#### 第5条（投稿料および査読料）

- 1．本誌への論文投稿に係る投稿料は無料とする。
- 2．非会員が論文を投稿する場合、別途定める額の査読料を、別途定める方法により支払うものとする。

#### 第6条（論文の投稿）

- 1．論文原稿は別途定める執筆要項に従いMicrosoft Wordで作成し、これをPDFファイルに変換したものととも電子メールに添付して編集委員会に送付すること。
- 2．送付された原稿のファイルは、採用・不採用を問わず返却しない。

#### 第7条（投稿原稿の査読）

- 1．投稿原稿は、編集委員会が指名する複数の査読者により査読される。
- 2．査読の結果、編集委員会が筆者に原稿の修正を求めることがある。その場合、再提出の期限は原則として3ヶ月以内とし、それを越えたときには新規投稿の扱いとする。

#### 第8条（投稿原稿の採否）

- 1．投稿原稿の採否は編集委員会において決定の上、その結果を速やかに筆者に連絡するものとする。
- 2．採用された投稿原稿を掲載する学会誌の号・時期等は、編集委員会において決定する。

#### 第9条（投稿原稿の校正）

著者による校正は初校のみとし、誤字・脱字の修正に限定するものとする。

#### 第10条（著作権）

- 1．採用され、学会誌に掲載された論文の著作権は本学会に帰属する。
- 2．前項に関わらず、本学会誌に掲載された論文の筆者は、本学会への通知を行うことにより、当該論文を他の文献等へ転載すること、または当該論文を改変して他の文献等に掲載することができる。
- 3．本学会誌に掲載された論文の筆者が、前項に定める転載または掲載を行う場合には、当該転載または掲載を行う文献等において、本学会誌掲載の論文より転載または掲載した旨を明示しなければならない。